

歴史問題の和解を考えるー市民の活動の可能性に着目してー

2020年7月18日 外村 大

はじめに

自己紹介。日本近現代史を専攻。在日朝鮮人の歴史や、植民地期の朝鮮、朝鮮人強制連行について論文を書いて来た。

「和解学」という学問を作るプロジェクトに参加。自身はそのうちの市民の活動に着目。歴史問題に取り組んだ市民運動自体の歴史を伝えることが、「和解」の機運を醸成するはず（中国や韓国ではあまり知られていない）。そのための資料の保存、記録、整理。

1、歴史問題に取り組む市民運動の歴史

・戦後初期における運動の不在

戦後直後は、市民運動自体が不在（日本社会でも余裕はない、東アジアのほかの国は建国途上、建国後も政治的混乱、社会的統制）。

日本人の市民の間で新たな関係を結ぶ、謝罪と反省を明確にしようという意識も不足。アジアの諸民族の批判を受けとめないままの民主化、戦争被害国や植民地の被支配国不在の講和。

ただし、1950年代には、日中友好運動、日朝友好運動が展開された。強制連行された中国人の遺骨の収集、奉還の活動も取り組まれた。これは今日の様々な「和解」をめざす運動の源流の一つである。

（企業別労働組合と経済成長を通じた自己の生活改善が中心となっていく戦後労働運動における国際連帯の弱さ。炭労田中委員長問題）。

・冷戦下の未解決問題をめぐる市民運動

戦後教育を受けた世代の増加、都市人口の増大とある程度の「豊かさ」という条件を受けて、高度成長期の日本では市民運動の活性化。

1965年の日韓条約の締結。その反対闘争のなかでの、植民地支配をめぐる歴史への無反省についての問題提起。人民に罪はない、ではなく、「民族的責任」がある、との議論。

アジア近隣諸国との経済関係の再構築。過去の侵略、植民地支配の歴史の想起。

1970年代には、在韓国被爆者への支援や、サハリン残留韓国人の帰還、台湾人の元軍人・軍属の救済問題などが取り組まれる。

超党派の運動。人道主義的アプローチで、未処理の課題を進める。日本での運動が主導し、アジア近隣諸国の被害当事者は支援を受ける客体。←冷戦という制約。

日本帝国の戦争、植民地支配の歴史、日本人の個々人の関りについての捉えなおしが、厳しく求められていたわけではない。

2、冷戦後の「戦後処理」の外交課題化

台湾・韓国の民主化、おさえられていた戦後補償要求の提出。情報流通と人間の移動の拡大。国際的にも、過去の人権侵害に対する国家の謝罪、補償の動き。韓国などの市民の声が直接、日本に届けられるようになる。80年代までとの状況の違い。

戦後補償要求の裁判提訴の続出。外交問題化。

村山内閣の重要政策課題としての「戦後処理」。

アジア女性基金の設立と村山談話。

戦後補償運動の「高揚」と世論の動向。

相対的に多数が謝罪と補償に肯定的。ただし世代の差と理由。

戦争、植民地支配を知る世代での否定的な意見。国際的地位や豊かになったから、という理由。また、政府に何をさせるかが焦点。国家としての謝罪、教科書に書かせる、補償の政策に関心。

日本政府やマスコミのキーワードは「未来志向」と「戦後処理」。何かの政策的措置によって、最終的に戦争に起因する問題を終わらせることができる、というイメージ。そのことへの期待。→実現しなければ裏切られたという失望へ。

市民一人ひとりの歴史の捉えなおし、自身と歴史問題との関係を考えてうえでの、議論の深化は十分とは言えない。

アジア女性基金への国民の募金の動向、批判的な世論。

21世紀に入っても続く歴史問題。葛藤は市民間の感情にも影響へ。

3、「和解」の語への着目とその背景

21世紀00年代半ば頃から、「和解」がキーワードとして出てくる。

「処理」ではなく、「和解」。政府ではなく、市民社会における活動、それを通じた認識の変化、一方的ではなく相互の作用、より深く、広がりを持ち、永続的にお互いが変化し関係を維持していくことをイメージさせる語。

①謝罪表明と人権救済とともに、それにとどまらず、②個々人の歴史の捉えなおし、③新たな歴史認識の共有、④加害者の意識変化と赦し、⑤記憶の継承と相互尊重の持続、を市民社会のなかで広めていくことの必要性の認識。

国家を代表する政治家同士の取り決めでは葛藤は解決できない。国家の施策のみではなく、市民の自発的な活動、市民同士の「和解」が必要という認識。

6、「和解」の難しさと可能性

被害当事者すべてが満足する「和解」は、たぶんあり得ない。お金や言葉で原状回復は行い得ない。また、誰が被害者か、どのようなことまで被害かを完全に、不公平感がでないよう

に認定するのは極めて難しい。

国家や民族の違いを超えた協働作業の難しさ。それぞれの社会において個々人が「歴史」とどう接しているかや市民運動をめぐる政治文化の違い。

国民間のみならず、一国の市民社会内部の分断が進むなかで、どう共感や意識変化を生み出していくか。しかも、日本国民は自信（「経済大国」、「アジアの唯一の先進国」ということがこれまでの自信の根拠であり、それ自体が果たして誇るべきものであったか疑問だが）を失っている。これにどう対処すべきか。

陳腐であるが、日本国憲法の理念がある。そして、日本帝国の時期にもそれに連なる人びとの営為があり、それが「戦後」を準備した一つの流れであることを確認すること。そして、戦後直後、侵略、植民地支配を受けたアジア諸国との「和解」がなく、現在でもそれが十分ではないにせよ、それをめざした様々な市民の活動があったこと、それは細い流れではあるが長期的に見れば、少しずつ、日本社会の変化を促してきたこと、それを“私たちの歴史”として共有し、その変化を大切に育てていくほかない。その意味で当事者が考えるよりも、おそらくずっと、和解をめざしてきた市民の活動は、重要である。そのために、市民運動の歴史を意図的に記録し、記憶していく必要がある。

資 料

権逸「日本は韓国に陳謝すべし」(1952年2月、対日本政府権議案要旨、権逸『祖国への念願』1959年、松澤書店、所収)

日本は、韓国を併合するとき、東洋平和を維持し帝国の安全を保障するためだと、明治天皇の特別詔勅を公布した。／…然るに、今次大戦の結果、日本の敗戦によって、朝鮮が分離独立する段になると、詔勅どころか、独立韓国の前途を祝福する官辺筋の公式声明すら一回もなかった。／終戦後、日本が韓国を除いた東亜諸民族に対して、期を見ては、公式にあるいは非公式に過去の帝国主義的侵略に対して謝罪する旨の発言は、随時行われてきたにも拘らず、…朝鮮民族と新生韓国に対してのみ、何らの意思表示もなかったのは一体何を意味するものであろうか。…講和独立の際は何らかの意思表示がなければならないと思う。…この機会に少なくとも国権の最高機関である衆・参両院の全員一致の決議をもって、韓国に対し、過去のことを公式に陳謝し、あわせて平等互惠、善隣友好の新しい関係を宣明すべきである。

講和会議でのフィリピン全権の意見陳述(19510907)

日本が6年という短期間に、育成期も続いた侵略的、封建的、軍国主義的警察国家から、実行的な徹底した民主主義国家に完全且つ永久的に移り変わったと信ずることは、確かに人間の信じ得る限度を超えるものであります。…

フィリピン国政府は当然の賠償額を日本から支払わせることが懲罰行為であるとする理論を受け容れることはできません。故意に生ぜしめた損害は補償すべきであるという原則は個人間において放棄され得ないと同様、国家間においても放棄され得ないものであります。

…

あなた方はわれわれに甚大な損害を与えました。いかなる言葉もまた金銀財宝もこれを償うことはできません。しかし運命はわれわれが隣人として共に生きるべく定めており、臨人としてわれわれは平和に生きなければならないのであります。…われわれが寛容と兄弟愛の手を差し延べる前に、われわれはあなた方の精神的な悔悟と更生の明白なあかしを待ちたいのであります。

吉田茂の第12回国会での演説(19511012)

…トルーマン大統領は、その歓迎の辞で、この平和条約は、過去を振り返るものでなく、将来を望むものであると言い、また、われ／＼は新日本がゆたかな文化と平和に対する熱情とを持って国際社会にもたらすべき貢献に期待する、この貢献は年とともに増大するであろうと述べられ、ダレス代表もまた、この条約が、戦争から勝利、勝利から平和、平和から戦争へと歴史上繰返された悪循環を断ち切らんとするものである、復讐の平和ではなく、正義の平和であると言い、またヤンガー英国代表は、英国は伝統的に日本と利害を共通にし、日本国民に友情を持った、この伝統は、不幸過去二十年の間のできごとによって破られたが、今や日本との従前の友好関係をとるもどし得べきことを信ずるものである、英連邦は日本軍の残虐暴行を決して忘却するもので

ないが、この条約によって、連合国は、敵国にいまだかつて与えられたことのない寛大な条約を日本に与え、日本が自由と平和を愛好する諸国家の社会において正当なる地位へ復帰するよう日本を援助するものである、日本の多幸を祈る、と言われておるのであります。これらの論調は、サンフランシスコ会議の対日友好的感情を表明するものと存じますから、特にここに諸君に御報告いたす次第であります。

若干のアジア諸国は、日本の戦時中の残虐行為、戦災により生じた損害に対する賠償の履行を云々いたしております。またアメリカ、カナダ、豪州その他の諸国は、日本の漁船による濫獲等の既往の事跡に顧み、魚族保護のため漁業協定の迅速なる締結を希望し、さらにあるものは、日本の将来について、再侵略、軍国主義の復興ないし通商上の不当競争に対する危惧の念を表明せられたのであります。…

戦後補償問題に関する朝日新聞社世論調査（1993年11月7、8実施）

戦後補償要求に応じるべきか否か、1993年11月7～8日、朝日新聞

単位：％

	応じるべきだ		応じる必要はない		その他・答えない	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20～24	84	68	10	28	6	4
25～29	57	65	34	25	9	10
30～34	70	71	25	19	5	10
35～39	62	67	31	25	7	8
40～49	48	51	42	35	10	14
50～59	43	40	48	40	9	20
60歳以上	37	36	53	39	10	25
男性全体	51		40		9	
女性全体		50		34		16

典拠：朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』朝日新聞社、1999年、141頁

◆いわゆる「戦後補償」の問題について、あなたのお気持ちに近いものを二つまであげて下さい。（回答カードから二つまで選択。複数回答のため、比率の合計は一〇〇％を超える）

非人道的なことをされた人たちは救ってあげたい	31
日本は経済的に豊かになったのだから、できるだけことをしたい	22
今後の日本の国際的地位を考え、早く解決すべきだ	23
日本からの賠償が終わった国については、その政府が考えるべきだ	14

日本人でも非人道的な被害を受けた人がおり、そのことも考えるべきだ	30
戦争という異常な事態の中で起きたことだから、応じる必要はない	11
すべての要求に応じていたら、補償額に際限がなくなる	15
金銭での解決だけでなく、真相究明や歴史教育に力を入れるべきだ	35
その他・答えない	4

○戦後補償問題についての気持ちは（二つまでの複数回答）

	20～49歳	50歳以上
金銭での解決だけでなく、真相究明や歴史教育を	41	27
非人道的なことをされた人は救ってあげたい	33	27
日本人でも非人道的な被害を受けた人がいる	31	28
国際的地位を考え、早く解決すべきだ	26	19
日本は豊かになったのだから、できるだけことをしたい	23	20
すべて応じていたら、額に際限がなくなる	12	19
賠償が終わった国の政府が考えるべきだ	12	17
戦争という異常事態でのことだから、応じる必要はない	8	15

（数字はパーセント。「その他・答えない」は省略）